

第5章 学業成績・進級・卒業及び賞罰

(学業成績)

第20条 学業成績は、学科試験及び実習成績に基づき本学院が評定する。

(臨床実習)

第25条 成績評定は臨床実習指導者の評価に基づき、各期ごとに教育会議で決定する。

- 2 欠席・遅刻・早退は原則として認めない。やむを得ない事由での欠席・遅刻・早退は、第23条第1項に準ずる。

(進級の認定)

第27条 卒業又は進級の認定は、学業成績の評定及び出席状況に基づき教育会議の議を経て行う。学生は以下の一つに該当する場合は原則として進級又は卒業することができない。

- (1) 100点満点中、60点未満の学科目がある者
- (2) 当該学年において3分の1以上欠席した者
- (3) 学科試験において不正行為のあった者

(卒業)

第28条 本学院の修業課程を終了した者には卒業証書を授与する。